

## 瑞浪市民図書館資料収集方針

### ■資料収集方針

- ① 「図書館の自由に関する宣言」を順守し、偏りのない資料収集に努める。
- ② 公共図書館の役割、社会的動向を考慮しながら、市民の資料要求が十分反映されるよう配慮し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料を幅広く収集する。
- ③ 思想、宗教、党派など多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を公平かつ幅広く収集する。
- ④ 個人や組織、団体からの圧力や干渉によって資料収集の自由を放棄し、あるいは紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- ⑤ 寄贈資料の受入に当たっても同様とする。

### ■資料の種類

- ① 図書（一般図書・参考図書・児童図書）
- ② 郷土資料・街道資料
- ③ 陶磁器及び窯業関係資料
- ④ 外国語資料
- ⑤ 逐次刊行物(新聞・雑誌)
- ⑥ 視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD・カセット）
- ⑦ 視覚障害者及び高齢者用資料
- ⑧ 寄贈図書

### ■収集基準

#### ① 図書

##### ◇一般図書・参考図書

- ・ 市民の趣味教養・学習調査研究等に資するため、日常生活に必要な実用書、あらゆる分野の基本的・入門的な図書を中心に幅広く収集する。
- ・ 辞典・事典・図鑑等の参考書は、あらゆる分野にわたって最新のもの、学術的、書誌的に価値があるものを収集する。
- ・ 専門書、学術書、蔵書目録、索引等は、利用頻度を考慮し、必要に応じて収集する。
- ・ 政府刊行物（白書・統計書類）、年鑑、便覧などは、利用頻度を考慮し、基本的なものを収集する。
- ・ 書き込み、切り取り又は組み立てを目的として作られた図書及び著しく破損しやすい図書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類、漫画本は原則として収集しないものとする。（ただし漫画本については、漫画が本文の補助的な役割を果たしているもの、あるいは読書のきっかけ作りに結びつくと評価されるものについては、内容を十分に考慮して収集することができる。）
- ・ 類書が多く出版されている分野は、類書の所蔵状況や貸出状況を総合して収集する。
- ・ 以下に「日本十進分類法（NDC）9版」に基づき選択基準を定める。

#### 【0類】総記

- ・ 図書館関係・読書指導に関する資料は幅広く収集する。
- ・ 情報科学に関する資料は基本的な技術書・解説書を中心とする。

#### 【1類】哲学

- ・ 哲学・心理学・倫理学・宗教など各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書まで収集する。

#### 【2類】歴史

- ・ 歴史・地理など各分野の基本図書を幅広く収集する。
- ・ 入門書から概説書まで収集する。
- ・ 郷土(岐阜県内)の地理・地誌は積極的に収集する。
- ・ 旅行書・ガイドブックは類書の所蔵状況・利用頻度を考慮して新しい内容の保持に努める。

#### 【3類】社会科学

- ・ 政治・法律・経済・統計・社会・教育・風俗習慣など各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書まで収集する。
- ・ 法律・統計および日常生活に必要な実用書は新しい内容の保持に努める。

#### 【4類】自然科学

- ・ 数学・理学・医学など各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書・入門的専門書までを収集の範囲とする。

#### 【5類】技術

- ・ 工学・工業・家政学など各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書までを収集の範囲とする。
- ・ 住宅・インテリア・家政学・生活科学の分野は、趣味・実用に役立つ資料を収集する。

#### 【6類】産業

- ・ 農林水産業・商業・運輸・通信など各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書までを収集の範囲とする。
- ・ 園芸・ペットなどの分野は、趣味・実用に役立つ資料を収集する。

#### 【7類】芸術

- ・ 美術・音楽・演劇・スポーツ・諸芸・娯楽などの各分野の基本図書を収集する。
- ・ 入門書から概説書・入門専門書までを収集の範囲とする。
- ・ 全集・叢書・写真集等についても収集する。

#### 【8類】語学

- ・ 言語については入門書から概説書までを収集し、広く学習されている言語については、文法や発音・学習法など内容を吟味して収集する。
- ・ 主要言語の辞典は幅広く収集する。

#### 【9類】文学

- ・ 日本の小説・随筆・詩歌・作品集・評論・研究書などについては、古典から現代文学まで幅広く収集する。
- ・ 外国文学は、日本文学に準ずる。

#### ◇児童書

- ・ 絵本・児童文学等の児童図書は、子どもの知的・情緒的経験をひろげ、多くの本に触れることができるよう、幅広い選書に努める。
- ・ 内容はもとより、タイトル、製本、装丁、色彩にも十分配慮して収集する。
- ・ 調べ学習に役立つ資料は積極的に幅広く収集する。
- ・ 紙芝居は、絵の表現がすぐれ、豊かな心を育む内容のものを収集する。

#### ② 郷土資料・街道資料

- ・ 郷土資料は、瑞浪市を中心として、岐阜県内(特に東濃)の資料を重点的に収集する。
- ・ 行政資料は、瑞浪市及び県内の各種行政機関(特に東濃)で発行する資料を収集する。
- ・ 街道資料は、主に中山道を中心とした資料を収集する。
- ・ 江戸時代に発行された中山道関係及び旅に関する和本についてもできる限り収集する。

③ 陶磁器及び窯業関係資料

- ・ 陶磁器・窯業・セラミックスに関する資料は、特に網羅的に収集する。
- ・ 地場産業に関する資料は特に収集に努める。

④ 外国語資料

- ・ 児童書を中心に収集し、収集に当たっては児童書の基準によるものとする。
- ・ 一般書・新聞・雑誌等は英語を主要言語として収集する。

⑤ 逐次刊行物

◇新聞

- ・ 新聞は今日的な情報源として、全国紙・地方紙を収集する。

◇雑誌

- ・ 市民の要望の多いものを各分野における代表的な雑誌を中心に収集する。
- ・ 専門誌・娯楽誌は、必要性及び利用頻度に応じて収集する。
- ・ 漫画誌・コミック誌は原則として収集しない。
- ・ 地域資料として、地場産業を扱ったものも積極的に収集する。

⑥ 視聴覚資料(CD・ビデオ・DVD・カセット)

- ・ 視聴覚資料は、資料的価値の高い録音資料・映像資料を収集する。
- ・ 録音資料は、文芸等を中心にあらゆる年代の利用者に対応できるように収集する。
- ・ 映像資料は、著作権に配慮して、文芸・郷土に関して収録されたものを中心に収集する。

⑦ 視覚障害者及び高齢者用資料

- ・ 点字資料、大活字本、録音図書等を利用者の要望にそって収集する。

⑧ 寄贈図書

- ・ 内容、出版年、利用度、保存状態を十分考慮して選定し、受け入れる。

■選定方法

収集に当たっては、職員の合議により選考リストを作成し、館長の決裁を受けるものとする。

■協議決定

資料収集の適正を図るため、次の事項について図書館協議会が協議決定する。

- ① 蔵書の構成計画に関すること
- ② 資料の収集計画に関すること
- ③ 資料の不要基準に関すること
- ④ その他資料収集に関し、必要なこと

# 瑞浪市民図書館資料除籍基準

瑞浪市民図書館で所蔵する資料を除籍しようとするときは、この基準により行う。

## 1. 除籍の種類

- (1) 亡失
- (2) 毀損（破損、汚損）
- (3) 不要

## 2. 除籍の基準

### (1) 亡失

- ア 蔵書点検後、2年以上所在不明のもの
- イ 利用者が紛失した資料で絶版、再版未定、廃盤等により、同一現品での弁償の見込みがないと判断されるもの
- ウ 災害等不可抗力と認められる事由により、滅失したもの
- エ 利用者の転出等により、貸出時から1年以上経過しているにもかかわらずなお回収が不可能となっているもの

### (2) 毀損（破損、汚損）

- ア 修理不能のもの
- イ 毀損した資料で補修する価値がないと判断されるもの

### (3) 不要

- ア 新版、改訂版の発行、法律の改正等により利用価値がなくなったもの
- イ 今後利用される見込みの少ない複本のもの
- ウ 一般図書、児童書、参考図書その他の資料はおおむね次の年限保存し、その後除籍等の検討し、不要と判断されたもの

一般図書	10年
児童図書	10年 絵本5年
参考図書	10年
視聴覚資料	3年
白書	3年

- エ 別表1の保存年限を過ぎた新聞
- オ 所定の保存年限（毎年度別に定める）を過ぎた雑誌

### (4) 数量更正

- ア 合本により数量が更正されたもの

## 3. 除籍の対象としないもの

- (1) 特殊資料（郷土資料、街道資料、陶磁器及び窯業関係資料、その他保存を考慮して収集した資料）
- (2) 絶版等の理由により、今後入手することが困難で保存の必要があるもの
- (3) 各分野の基礎的な全集、叢書類
- (4) 類書がない、又は極端に少ない資料

#### 4. 除籍の方法

資料が除籍の基準を満たしたときは、次のとおり処理する。

- (1) 資料の除籍は、担当者が除籍対象資料明細を作成し、館長が決定する。
- (2) 館長は、(1)の規定により除籍を決定した資料について、教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 除籍決定資料は、資料管理システムの状態区分を除籍とする。
- (4) (1)の規定により除籍とした資料のうち、現品があるものについては、バーコードを資料から切り取り、当館以外の公の施設や利用者に希望がある場合は活用を図るものとする。ただし、再利用できないものは、古紙又は廃棄物として処分するものとする。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年4月1日改訂する。

#### 別表1

##### 新聞保存年限

新聞名	保存年限
毎日新聞（朝・夕）	1年
朝日新聞（朝・夕）	1年
読売新聞	1年
岐阜新聞（朝・夕）	10年
中日新聞（朝・夕）	1年
中日新聞（縮刷版）	10年
中日スポーツ	1年
日本経済新聞（朝・夕）	1年
中部経済新聞	1年
日刊工業新聞	1年
日経産業新聞	1年
ジャパントイムス	1年
東濃新報	10年